

逐条解説書素案ページ	該当箇所	修正案	修正前	修正する理由
P10・11	第2条	(2) 町長等 執行機関としての～ (3) 町 町議会及び町長等をいう。	(2) 町 町議会及び町の執行機関をいう。 (3) 町長等 執行機関としての～	町を定義するのに「町の～」となると循環論法になってしまうため。また、町の部分で町長等を使用するのであれば、先に「町長等」を定義する必要があるため。
P16	第4条	(1) 参画と協働の原則 町民は自治の主体として、町政に参画するとともに、公共的課題の解決に当たっては熟議の上、町民及び町が協働して取り組むこと。	(1) 参画と協働の原則 町民は自治の主体として、町政に参画するとともに、公共的課題の解決に当たっては熟議の上、町民、町議会及び町が協働して取り組むこと。	上記の定義のとおり「町」には「町議会」が含まれているため。
P8・9	前文	※逐条解説書 解釈に追記 『住民自治及び団体自治の在り方』 ・・・憲法第92条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とあり、この地方自治の本旨には、団体自治（地方公共団体の組織及び運営）と住民自治が含まれていると解されま す。	(なし)	憲法第8章地方自治（第92条～第95条）に規定されていることとともに、これを受けて地方自治法により細かく規定されていることを明記するため。
P1・2	目次・第9章	第6章 文化及び生涯学習のまちづくり 第19条 文化のまちづくり 第20条 生涯学習のまちづくり (以降、章及び条を繰り下げる。)	第5章 第19条 生涯学習とまちづくり 第9章 第36条 文化のまちづくり	「文化のまちづくり」は、町民にも関連があり、第7章団体自治～第11章条例の位置付け、見直しは、行政が中心であり、町民に関係する章に繰り上げる。また、文化と生涯学習は切り離せない項目であるため。